**秘密保持義務に係る差入書**

　●（以下、「甲」という。）は、●（以下、「乙」という。）の株式の譲受け等（以下、「本件取引」という。）の可能性を検討する目的（以下、「本件目的」という。）で情報を受領するにあたり、以下のとおり秘密保持義務に係る差入書（以下、「本差入書」という。）を差し入れる。

1. （秘密保持義務）
   1. 甲は、本差入書の提出の前後を問わず、本件取引に関連して乙より開示された一切の資料及び情報（いずれも口頭、書面、電子媒体等、伝達手段を問わない。）並びに本件取引の当事者が本件取引に関する検討や交渉を進行しているまたは終結したという事実、その他本件取引に関する一切の情報（以下、「秘密情報」という。）に関し、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。但し、以下のものは秘密情報から除かれる。
      1. 開示時点で、既に公知となっていたもの。
      2. 開示後に、甲の責めに帰すべき事由によらず公知となったもの。
      3. 開示以前に、甲が正当な手段により秘密保持義務を負うことなく有していたもの。
      4. 正当な権利を有する第三者から正当な手段により秘密保持義務を負うことなく開示されたもの。
      5. 甲が、自らの調査、分析、開発等を行うことにより獲得したもの。
      6. 開示に際して、秘密情報から除外する旨が開示者から明示されたもの。
   2. 甲は、秘密情報を本件目的以外に使用しないものとする。例えば、乙の役員及び従業員の引き抜き行為、乙と競合する事業の運営は禁止される。
   3. 甲は、次の各号に該当する場合を除き、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示しないものとする。
      1. 本件目的を実現するために秘密情報を知る必要のある自己（親会社、子会社その他の関係会社を含む。）の役職員に対して開示する場合。
      2. 弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家のうち、本件取引の実現のために秘密情報を開示する必要がある者で、関係法令に基づき守秘義務を負う者に対して開示する場合。
      3. 本件取引を実現するために秘密情報を開示する必要があるフィナンシャル・アドバイザー等（以下、「アドバイザー」という。）で、本差入書と同等の秘密保持義務を負う者に対して開示する場合。この場合、甲は、アドバイザーの名称及び全ての開示対象者を乙に対し通知するとともに、秘密を保持させるべく善良なる管理者としての責任を負うものとする。
      4. 乙の書面による承諾（Eメールによる承諾を含む。）を得て、前各号以外の第三者に対して秘密情報を開示する場合。
   4. 法令や金融商品取引所規則等により開示義務を負う場合又は裁判所や行政機関等（証券業協会等の規制団体を含む。）から正当な権限に基づき開示を求められた場合には、前項の規定に関わらず、甲は秘密情報を開示することができる。但し、これらの場合、開示者は、法令等の許容する範囲内において、乙に速やかに通知するものとする。
   5. 甲は、乙から要求があった場合、乙から開示を受けた秘密情報を、複写物、転記物、加工物を含め、乙の指示に従い、速やかに乙に返還又は破棄・消去するものとする。但し、法令又は監督官庁その他の公的機関の規制、命令、ガイドライン等により本件取引に関する記録を保存することが求められている場合にはこの限りではない。
2. （損害賠償）

甲が本差入書の各条項に違反したことに起因して乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対し、当該損害を賠償するものとする。

1. （有効期間）

本差入書の有効期間は、差入の日から●年間とする。

1. （誠実義務）

本差入書に定めのない事項又は本差入書の各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

1. （準拠法・管轄）

本差入書は、日本法に準拠し、本差入書に関する一切の紛争は、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的裁判所とする。

●年●月●日

[住所]

甲　 [社名]

[氏名] 　　　　　　　　　　　　　印